

北見工業大学社会連携推進センター推進協議会 規約

(名 称)

第 1 条 この会の名称は、北見工業大学社会連携推進センター推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、北見工業大学社会連携推進機構社会連携推進センター（以下「センター」という。）を中心として、オホーツク地域の行政並びに民間機関との共同研究、研究交流及び技術の指導・教育・開発等を推進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) センターの利用、成果の活用のための広報、宣伝に対する支援。
- (2) センター活動の推進に対する財政的支援。

(組 織)

第 4 条 協議会は、委員及び協賛会員をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる団体の代表者とする。

3 協賛会員は、協議会の目的に賛同する個人及び法人、団体とする。

(役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 若干名

(3) 監 事 2 名

2 役員は、委員の中から互選とし、総会で決定する。

3 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(顧 問)

第 6 条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会に諮り、これを委嘱する。

(総 会)

第 7 条 協議会の総会は、会長が招集し、主宰する。

2 総会は、原則年 1 回定期総会を開催するほか、必要に応じ臨時総会を開催する。

(経 費)

第 8 条 協議会の経費は、負担金及び協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会 計 年 度)

第 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了するものとする。

(事 務 局)

第 10 条 協議会の事務局は、北見市商工観光部内におき、事務局長は商工観光部長の職にある者を充てる。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 5 年 3 月 2 4 日より施行する。

この規約は、平成 9 年 3 月 3 日より施行する。

この規約は、平成 1 3 年 1 0 月 2 4 日より施行する。

この規約は、平成 2 1 年 6 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 2 4 年 4 月 2 3 日より施行する。

この規約は、平成 2 7 年 4 月 2 3 日より施行する。

別表（第4条関係）

団体名	団体名
北見市（商工観光部）	紋別建設業協会
北見商工会議所	網走建設クラブ
網走商工会議所	北見鉄工協同組合
紋別商工会議所	紋別鉄鋼工業協同組合
遠軽商工会議所	北見地区電気工事協同組合
美幌商工会議所	北見地方木材協会
北海道オホーツク管内商工会連合会	北見管工事業協同組合
北見工業技術センター運営協会	網走管工事業協同組合
北見建設業協会	北海道機械工業会北見支部
網走建設業協会	北見舗装協会

顧問 網走開発建設部長
 オホーツク総合振興局長
 北見市長
 網走市長
 紋別市長
 オホーツク町村会長
 道立総合研究機構 北見農業試験場長
 オホーツク地域振興機構 専務理事